

本年三月総会の経験を踏まえた 株主総会の実務的対応

緊急事態宣言下における総会開催に関する諸問題

内藤順也 弁護士
三谷革司 弁護士
橘川裕樹 弁護士

一 はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大はとどまるところを知らず、二〇二〇年三月二十六日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という）に基づく政府対策本部が設置された。同年四月七日には、特措法三二条一項に基づき、緊急事態宣言が發出され、本稿執筆時点で東京都ほか七都府県が緊急事態措置を実施すべき区域として指定され（注一）、知事により、外出の自粛や施設の使用停止等の要請がなされている。

株主総会は、換気の悪い空間（密閉空間）で、多数の人が比較的近い距離に着席し（密集場所）、会話や発声が行われる（密接場面）という三つの条件が揃い、クラスターの発生が懸念さ

れる。以下では、当職らが関与した本年三月総会の経験を踏まえ、特殊な状況下での総会開催に際して問題となった法的論点や実務上の対応について紹介するとともに、緊急事態宣言下での株主総会対応について、本稿執筆の本年四月一二日時点での情報に基づいて検討を行う。なお、事態は依然として流動的であるため、常に最新の情報に留意されたい。

二 本年三月総会における対応

1 事前準備段階における検討・対応

(1) プロジェクトチームの結成
国内では、本年三月総会の準備が本格化し始める頃から、急速に新型コロナウイルス感染症の拡大に対する懸念が高まる状況となった。多

目次

- 一 はじめに
- 二 本年三月総会における対応
 - 1 事前準備段階における検討・対応
 - 2 ライブ配信またはバーチャル株主総会の導入
- 三 株主総会当日における対応
- 四 総会の議事の進め方に関する工夫
- 三 緊急事態宣言の下での株主総会
 - 1 緊急事態宣言の発出
 - 2 総会開催の可否
 - 3 総会会場の確保の問題
 - 4 株主の出席制限・入場制限等
 - 5 「バーチャルオンライン型株主総会」について
- 四 おわりに

くの会社で、通常の総会準備を進めつつ、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた対応を検討する特別の総会プロジェクトチームを結成し、最新の感染拡大の動向や他社の対応等の情報収集に努め、自社の総会での対応の検討を行った。

今回の事象は一種の危機対応であるから、情報が散逸し、指揮系統が混乱することのないよう、担当者役割と責任を明確化しておくことが望ましい。また、迅速な判断を迫られる場合があるため、会社の上位役職者が責任者として関与し、状況を適時に把握しておくことが求められる。

(2) 定時株主総会の延期等の検討

感染者の発生・増加を懸念し、総会の延期が議論になった会社もあった。しかし、感染がいつ収束するのか不透明であることや、決議事項次第では予定どおり決議しなければ、会社の経営に大きな支障を与えかねないこと、剰余金配当決議を予定している場合には、(定款で取締役会に授權していない限り)総会を延期することにより、剰余金配当の基準日を変更して公告(会社法二二四条二項・三項)せざるを得ず、剰余金配当を受ける株主構成が変わってしまう可能性があることなど、実務上の影響がきわめて大きいという理由から、総会の延期は現実的な選択肢とはならなかった。

現時点では、海外の感染拡大の状況は想像以上に酷く、ロックダウンされる都市も相次いでおり、海外子会社の機能が事実上停止している会社もある。また、国内でも、緊急事態宣言が発出されるに至り、在宅勤務の会社も増えている。今後は、国内・海外子会社の監査が予定どおりに完了する見込みが立たず、その結果、計算書類・事業報告等について、取締役会の承認を得ることができず、定時株主総会の開催に支障が生じる会社も出てくるであろう。

このような場合には、①定時株主総会を延期(注二)するか、②定時株主総会を予定どおり開催した上で、後日臨時株主総会を開催して計算書類等(の内容)の報告等を行うか、または、③同様に定時株主総会を予定どおり開催した上で、継続会開催の決議を行い、後日開催する当

該継続会において、計算書類等(の内容)の報告等を行うか(注三)のいずれかを検討することになる。

(3) 会場の選定等

当職らが関与した本年三月総会に関しては、すでに招集通知の準備が進んでいるか、あるいは発送済みの段階であったため、主に、開催予定の会場を変更する必要があるかという観点から、例年の出席株主数を考慮した上で、座席の間隔を空けるなど株主の濃厚接触を可能な限り避けるための対策を講じても、来場が予想される株主数を十分に収容することができるとは、かつ換気が十分に可能な風通しのよい環境が確保されているかどうかを確認した。

そして、いずれの会社もこれらの要素に問題がなかったことから、会場を変更せずに実施した。出席株主の濃厚接触(互いに手を伸ばしたら届く距離が目安となる)を避けるため、前後左右に椅子と椅子の間隔を空けた結果、例年の三分の一程度の座席数となったが、来場した株主数が例年よりも大幅に減少したため(おおむね三分の一前後)、座席のスペースを確保しつつ、来場した株主を余裕をもって収容することができた。濃厚接触のリスクについての理解も浸透しており、株主側から異論が出ることもなかった。

(4) 来場株主数の抑制

来場株主数が多ければ多いほど感染リスクが高まることから、本年三月総会においては、来場株主数を可能な限り抑制するための措置が講

じられた(注四)。

ア 来場自粛の要請や注意喚起

総会開催日の約一カ月前から順次、会社ウェブサイトに上への掲載に加えて、招集通知やがきなどで株主へ直接通知する方法により、来場自粛の要請や注意喚起を行った。

特に感染リスクが高いとされている高齢者、基礎疾患を有する者、妊婦(注五)に限らず、一般に、株主に対して来場を自粛するよう要請するメッセージを明確に発することの可否について、株主の会場における議決権行使や動議提出権(会社法三〇四条、質問権(同法三二四条)に對する過度の干渉になり得るのではないかが議論されたが、本年の特殊な状況下において、別途の議決権行使方法も案内した上で、出席の最終判断を株主に委ねていれば、法的な問題はな

いと判断した。具体的には、「本年に限っては、健康状態にかかわらず、できる限り、株主総会へのご来場を見合わせていただくようお願いいたします」という趣旨の要請を行った。

この点につき、経済産業省・法務省が二〇二〇年四月二日に公表した「株主総会運営に係るQ&A」(以下「総会Q&A」という〔※本稿脱稿後の四月一四日に更新版に接した〕)は、「感染拡大防止策の一環として、出席を控えるよう呼びかけることは、株主の健康に配慮した措置」であり、可能であるとの見解を示した(Q1)。ただし、その際には、事前の議決権行使の方法を案内することが望ましいとしている。

イ 書面およびインターネットによる議決権行使の促進

来場自粛の要請や注意喚起を行うと同時に、株主に対し、書面またはインターネットによる事前の議決権行使の積極的な利用を推奨する点についてもあらためて通知を行った。

その際には、行使期限について再度注意を促すとともに、株主が動議を提出したい場合（会社法三〇四条）や、役員から質問に対する回答を得たいと考えている場合（同法三二四条）には、現実の会場に来場する必要が生じるため、株主に対して、来場しなくても動議を提出できるとか、質問に必ず回答してもらえといった誤解を与えることのないよう留意した。

ウ お土産の廃止等

従来お土産を設けている会社については、本年は、お土産を廃止することや、お土産は維持した上で、来場による議決権行使のみならず、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をした株主にも、一律にお土産を配送するという対応をとることとされた。

エ 展示物等の中止等

会場に設置される会社の新商品の展示コーナーや試食・試飲会、また、総会終了後の役員等との懇談会等を楽しみに来場する株主も多いが、本年三月総会では、ほとんどの会社で中止された。

2 ライブ配信またはバーチャル株主総会の導入

株主の中には、積極的に質問や発言までではないものの、役員の答弁の内容を聞きたいとか、総会の様子を傍聴したいと考えている株主も相当数いる。このような株主に対しては、総会の映像をライブ配信することで、その機会を提供すれば、結果として来場を抑制できることになる。

本年三月総会でも、ライブ配信の取組みをした会社が多くみられた。また、オンライン会議システムを利用し、役員の一部が遠隔参加した会社もみられた。技術の進歩により、オンライン会議システムでも即時応答性にほぼ問題がなくなっていることから、このような方法を最大限活用することが今後さらに求められるであろう。

さらには、二〇二〇年二月二六日に経済産業省が策定した「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」（以下「バーチャル株主総会の実施ガイド」という）に基づいて、バーチャル株主総会を導入することも考えられる（詳細については、後記三五参照）。

3 株主総会当日における対応

本年三月総会当日における対応としては、①罹患が疑われる株主に対する受付での入場お断り、②会場内におけるマスクの配布・着用の呼びかけ、③会場内の株主・運営スタッフの動線

上への消毒液等（アルコール消毒液・ノンアルコール系除菌シート）の設置やマイクの消毒、④議場レイアウトの工夫（株主の座席の間隔を一定程度空けるとともに、壇上で発言する役員等の飛沫が株主に飛ぶことがないように、通常時と異なり、必ずしも会場前方の座席から詰めて着席する必要はない旨の会場アナウンスをするなど）、⑤総会終了後の株主に対する退場誘導（一斉に株主が出口付近に密集することがないように、議場レイアウトの位置別・ブロック別に退場を誘導）などが行われた。

これらの措置のうち、特に、①受付における株主の入場お断り対応については、慎重な検討を要した。株主が感染していることに気づかずに来場する可能性が否定できないことから、会場受付にサーモグラフィを設置し、発熱がみられる株主には、別途個別に留意する（簡易的な検温室で、医療従事者による検温や問診を経た上で、罹患が疑われる場合には入場をお断りするなどの対応がとられた）。

問題となったのは、書面またはインターネットによる事前の議決権行使制度を利用していた株主の入場を断った場合、総会当日時点では会社が設定した行使期限を過ぎていることが多いため、当該株主が議決権を行使できなくなる点である。別室を用意して案内し、そこから総会への出席を可能な限り認めるという対応も検討されたが、他の株主や運営スタッフへの感染のリスクが残るため、最終的には、感染の疑いのある株主について一律に入場をお断りす

るという方針が採用された(注六)。

ただし、結果として株主の権利を制限することに鑑み、可能な限り客観的、かつ相応の根拠がある基準を設定して運用すべきと考え、厚生労働省が、二〇二〇年二月一七日付けで公表した「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」において、新型コロナウイルスについての相談・受診の目安としてあげている、三七・五度以上の発熱を一つの基準とした。

なお、検温や問診の結果、その時点では入場お断りの基準をクリアして入場した株主についても、総会中に体調を崩す可能性は否定できないため、該当する株主の番号を控えるなどし、臨機応変に対応することができるよう備えた。また、特定の株主が咳を続けるような事態が発生すれば、他の株主の生命・身体保護の観点から、新型コロナウイルスの罹患が疑われるものとして、当該株主に退場を命じることが可能と解される(総会Q&A・Q4)。

4 総会の議事の進め方に関する工夫

(1) 議事の短縮

本年三月総会では、総会の所要時間を大幅に短縮するための取組みがみられ、当職らが関与した総会でも、長くても一時間程度という近年にない短さであった。本年の特殊な状況下においては、株主や会社の役員・運営スタッフの安全確保の観点から、株主の理解促進や審議充実のための取組みはいったん中止し、総会の議事

をできるだけ効率化して、短時間のうちに審理を終了させることも議長の議事整理権(会社法三二五条一項)の範囲内の行為として許容される対応といえる。総会Q&Aにおいても、株主が会場に滞在する時間を短縮するため、例年に比べて議事の時間を短くすることも考えられるとしている(Q5)。

総会の議事は、大まかに、①会社による説明のパート、②株主との質疑応答のパート、③採決のパートに区分できる。このうち、①会社による説明のパートおよび③採決のパートについては、議長のシナリオを簡略化することにより、例年よりも大幅な時間短縮を図ることができる。一方で、②株主との質疑応答のパートについては、株主が総会場で質問を行うことは、役員の説明義務(会社法三二四条)の前提となる重要な権利行使の機会であるから、これを蔑ろにした場合、決議取消事由(同法八三一条一項一号)があるとの主張を招きかねない。株主の質問の機会を確保しつつ、議事の短縮を行う必要がある、特に例年株主からの質問が多い総会においては、そのバランスを図ることに努めた。

(2) 会社側の説明パートの短縮

ア 開会宣言、議事運営に関する注意事項の説明の短縮化

総会の冒頭では、議長による開会宣言に先後して議事運営に関する一般的な注意事項が述べられることが多いが、本年は、最低限の内容にとどめた(注七)。代替的な措置として、当日配

布するペーパーに注意事項を記載しておく方法も有効である。

イ 事業報告・(連結)計算書類の内容の報告の短縮化

会社法上、取締役は事業報告および計算書類の内容を定時株主総会に報告しなければならぬ(同法四三八条三項、四三九条)、定時株主総会の招集通知に際して株主に提供されているから(同法四三七条)、短時間で済ませることも許容されると考える。事業年度におけるハイライトと、決算の結果を端的に説明する程度とし、計算書類の細かな数字の説明や事業内容の詳細は書面参照として割愛する等である(注八)。

この場合、例年行っているナレーションによる説明は別途作成し、後日、会社のウェブサイトに掲載するといった取組みも一考の余地がある。

ウ 監査報告の短縮化

監査報告については、監査役等から行うことが実務上通例となっているが、総会に提出される議案や書類について法令定款違反や著しく不当な事項が認められない限り(会社法三八四条(注九)、法的な報告義務があるわけではないから、省略することも可能である。もっとも、当職らが関与した本年三月総会では、株主の理解を得る観点から、議長が簡単に言及した。

エ 議案の上程・審議方法・採決の短縮化

議案についても、本年の特殊な状況下では、招集通知に記載のとおりと述べることで足りるであろう。

議案の審議方法については、大きく分けて、個別上程方式と一括上程方式の二種類がある。個別上程方式の場合、議案ごとに株主の発言を受け付けることになり、時間がかかることが多いので、本年に関しては、一括上程方式をとることを検討すべきである。

採決の方法については、法令上、特定の方法をとらなければならないとする規定はなく、賛成の議決権数が可決要件に達したことが明白になれば成立すると解される(注一〇)。したがって、議案の可決が事前に判明しているような場合は、複数の議案をまとめて採決するといった方法を採用することも検討してよい。

(3) 株主との質疑応答パートにおける工夫

ア 総論

株主との質疑応答パートでは、質問株主による発声があることに加え、人の移動があったり、会場もざわつく場合があり、感染拡大が最も懸念される状況となる。

イ 目標終了時刻の明示

出席株主に予測可能性や安心感を与えるための一つの方策として、総会の冒頭で目標終了時刻をあらかじめ告知することが考えられる。

本来は、株主との質疑応答を行った上でなければ、質疑打ち切りが許容される状況に至っていないか否かの判断はできないから、目標終了時刻を明示したとしても、その時刻を超えて質疑応答を継続すべき状況はあり得る。しかし、株主との質疑応答の傾向は経験的に予測可能な会社が多いと思われる。例年の状況を踏まえて、目

標終了時刻を設定し、その時刻を議場に明示しておくことも、議長の議事整理権の範囲内の行為として合理的な対応と考えられる。

当職らが関与した本年三月総会の一例をあげると、例年約二時間で終了するところ、一時間を目途に終了することを冒頭で告知し、会社側の説明パートを約二〇分、質疑応答パートを約三〇分で終え、結果的に告知どおりの時間で終了した。

ウ 株主の質問数や質問時間の制限

株主の質問は、要領を得ず、長く演説調になる場合もあるが、議長の指示で、早いタイミングで端的に質問をまとめてもらうよう誘導し、それでも質問が終わらない場合には、質問を終えてもらう対応が考えられる(注一一)。回答する役員側も、雑にならない範囲で、テキパキと答えるよう努める必要がある。また、一人の株主が複数の質問をするため、回答に時間がかかることが多い。実際、一人の株主の質問数を一問に制限する会社もあったが、合理的な制限であると解する。

エ 質疑の打ち切りについて

平常時の総会においても、一般的平均的な株主からみて、合理的に報告事項の内容が理解でき、決議事項について賛否が決定できるだけの質疑応答が行われた状況になれば、質疑を打ち切ることが可能と解されている(注一二)。

例年、多くの会社では、議案と無関係の質問が続いても、比較的寛容に株主からの質問を受け付け、いわば保守的に質疑打ち切りを判断する

傾向にあるが、本年は、例年より早い段階で質疑打ち切りの判断することも許容されよう。当職らが関与した本年三月総会では、事前に質問を打ち切る時間の目安を設定し、例年よりかなり早い段階で打ち切った。出席株主もその必要性を十分に理解している様子であり、目立った不満が出ることはなかった。

三 緊急事態宣言の下での株主総会

1 緊急事態宣言の発出

二〇二〇年四月七日に発出された緊急事態宣言では、緊急事態措置を実施すべき期間は、同年五月六日までと指定されている。以下では、該当区域において総会開催を予定している会社を念頭に、緊急事態宣言が継続しているか、解除されたとしても同程度の危機的状況が継続している場合を想定して検討を行う。

2 総会開催の当否

現在の通説の見解によれば、総会の招集に際して、総会の開催場所を定めることが必要とされ(会社法二九八条一項一号)、いわゆる「バーチャルオンリー型株主総会」は許容されないと解されている(注一三)。現時点では、この見解に拠る限り、現実(リアル)の会場をどこかに設定せざるを得ないであろう(ただし、それを前提としても、実質的に「バーチャルオンリー型株主総会」を実現することが可能ではないかという点に

については、後記5参照。

しかし、現実の会場を設定すれば、当然ながら株主の来場を招くことになるし、会社側の運営スタッフも集合せざるを得ない。外出自粛要請がなされている状況下で、総会を開催し、株主や運営スタッフに外出を求めることが果たして妥当か、会社は、難しい判断を迫られることになる。しかも実務的には、開催日よりかなり前の段階でこの判断をせざるを得ず、先の状況の見通しが立たない可能性も高い(決算手続の遅延による影響も不透明であり、仮に総会を延期するにしても、いつまで延期すべきかも見通せない)。過去に前例のない事態であり、会社によって判断が分かれることも予想される。

本稿執筆時点では、外出自粛の要請の内容として、職場への出勤も生活の維持に必要な場合として例示されており(注一四)、かつ、外出自粛要請自体、諸外国のいわゆるロックダウンのような法的強制力を有しない。このような状況にとどまる限り、総会の開催(株主にとっては総会への出席)は、会社運営上きわめて重要な事項であるから、生活の維持に必要な場合に準じて、外出が許容される場合に含まれると解される。したがって、現時点では、予定どおり総会を開催するという判断も合理的と考える。ただし、安全確保のために規模を縮小したり、インターネット等の手段を活用した遠隔出席の方法も可能にしたりするなど、感染予防のための最大限の努力が求められることになる。

3 総会会場の確保の問題

総会は、一般的に、ホテルの会議室・催事場や劇場、集会場などで行われることが多いが、たとえば、東京都を例にとると、「劇場、観覧場、……演芸場」(特措法施行令一条一項四号)、「集会場又は公会堂」(同項五号)や床面積合計一、〇〇〇平方メートルを超える「ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)(同項八号)などを対象として施設の使用停止および催物の開催停止の要請がなされている(また、特措法の枠外であるが、床面積一、〇〇〇平方メートル以下のホテル(集会の用に供する部分に限る)についても、かかる要請の趣旨に基づき、適切な対応について協力依頼がされている)(注一五)。

したがって、会場として予定していた施設が使用できない可能性がある。そこで、会社の会議室等を会場として開催することも現的に検討しなければならぬ。そうすると、例年、出席株主数が多い会社は、大幅に規模を縮小せざるを得ないことになる。

4 株主の出席制限・入場制限等

総会の会場を会社の会議室等にする場合、キャパシティ面から出席株主数を大幅に限定する必要がある。加えて、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する最大の方法は、人の接触をできるだけ少なくすることであるから、出席株主は、可能な限り少ないことが望ましい。

この点に関し、総会Q&Aでは、例年よりも

会場規模を縮小して実施することおよび会場に入場できる株主の人数を制限することも可能であり(Q2)、入場できる株主の人数の制限に当たり、株主総会に出席を希望する者に事前登録を依頼し、事前登録をした株主を優先的に入場させる等の措置をとることも可能である(Q3)との見解が示されており、実務的には、この考え方が参考になる。

入場制限措置の方法として、総会Q&Aが示唆するように、事前登録制を採用し、事前登録をした株主から優先的に入場させることも合理的であり、かつ、事前登録制を採用してもなお多くの来場者が見込まれる場合は、希望株主から優先入場できる株主を抽選で決めることも許容されるであろう(ただし、株主を先着順に入場させるのは、行列を誘発するので避けるべきである)。このような措置を講じる場合は、落選した株主から質問内容を書面で受け付け、(ライブ配信を前提として)総会中に回答するか、会社のウェブサイトで後日回答するようなバックアップ手段をとることが考えられる。

株主の事前登録の方法としては、招集通知に返送用はがきを同封する、あるいはインターネット上に申込フォームを設置する等の手段が考えられる。

株主の入場を制限できるとしても、何名程度まで制限できるかは難問である。例年、質疑打ち切りを行っている会社でも、実際に質問する株主はせいぜい一〇名から多くても二〇名程度であり、その位の株主からの質問を受け付け

ば、一般的平均的な株主からみて、合理的に報告事項の内容が理解でき、決議事項について賛否が決定できるだけの質疑応答が行われた状況になると解される。これを参考にすれば、最低ラインとして一〇名〜二〇名程度の出席株主の出席機会が与えられていれば、許容される余地は十分にあると考える。

また、総会Q&Aは、現下の状況においては、結果として、会場に事実上株主が出席していなかったとしても株主総会を開催することは可能との見解も示している(Q2)。この見解によれば、出席は事前登録制とした上で、現実に出席希望者がいなかった場合でも、そのまま総会を開催して差し支えない。

なお、会場に定員を設け、入場者を制限する場合には、総会の様子をライブ配信し、出席することができなかつた株主に審議の様子を傍聴できる機会を確保することが望ましい。

議事の短縮については、前記二4(1)で触れたが、緊急事態宣言下の総会では、一層の議事の短縮が許容され、かつ求められると考える。

5 「バーチャルオンリー型株主総会」について

緊急事態宣言下において、現実の開催場所(会社法二九八条一項一号)を本社会議室等に設定しつつも、会場の安全確保ができないことや、外出自粛要請が出ていることを理由として、現実の会場にいるのは会社側関係者だけとし、株主の来場はできないこととすることまで

許容されるであろうか。ただし、株主は、総会の審議に参加する方法として、経済産業省のバーチャル総会実施ガイドに従って、質問を行うことができる前提とする。これが許容されるのであれば、実質的には「バーチャルオンリー型株主総会」に近いものとなる。

株主は、書面やインターネットを通じて議決権を行使する方法はあるから、問題となるのは、株主の質問権と役員の説明義務(会社法三一四条)や、動議提出権(同法三〇四条)との関係である。しかし、これらについても、バーチャル総会実施ガイドに従って、現実の会場と遜色ない形で行えるのであれば、さほど問題はないはずである。オンライン会議システムを利用して、事前に発言を希望する株主を登録制とし、同程度の人数には双方向での発言を可能とする方策まで講じておけば、実質的にはリアル総会と近い状態になるであろう(注一六)。そうであれば、許容性も十分にあると考えられる。

その場合、インターネット等を通じて参加する手段を持たない株主の権利の保護が問題となるが、(前記2記載のとおり、株主総会への出席は外出が許容される場合に含まれるとはいえず)外出の自粛要請がされるなど、株主自身の生命・身体が危険に曝されているという特殊な状況下においては、このような株主の権利保護は一定程度後退してもやむを得ないのではないかと思量する。

四 おわりに

今年の総会は、新型コロナウイルス感染症の脅威が懸念される特殊な状況下で開催せざるを得ない。出席株主や役員・運営スタッフの安全確保について最大限配慮しつつ、同時に適法な議事運営を行わなければならないが、検討すべき問題も山積している。緊急事態宣言下において、総会の準備および開催に相当な困難を伴うことも予想される。ただ、前向きにみれば、必要以上に膨れ上がった総会のあるべき実務を見直し、法令上最低限必要となる手続までシェイプアップするとともに、バーチャル株主総会など、次世代型の総会への移行などを検討する一つの機会でもあるといえる。この困難を乗り越えた後には、今回の議論・経験がそのような形で活かされることを期待している。

(注一) 令和二年四月七日付官報(特別号外第四四号一頁)。

(注二) 法務省は、二〇二〇年二月二十八日付「定株主総会の開催について」において、たとえ定款に定時株主総会開催時期の定めがある場合でも、延期は可能であるとの解釈を示している。なお、三ヶ月決算の上場会社を対象とする東京証券取引所による調査 (<https://www.jpix.co.jp/news/1021/nisgeu00004nyks-at/a.pdf>) では、四月六日時点の回答に基づく、七月以降への総会延期を検討していると回答した会社は五・

六%とのことであったが、実際に、新型コロナウイルス感染症の感染予防・拡大防止の観点から、五月末に予定されていた定時株主総会を七月末に延期した事例（ドイツ第三期定時株主総会）も出てきている。

(注三) FHTホールディングス二〇二〇年三月二十六日付第二六期定時株主総会。なお、②または③の方式をとる場合、取締役会設置会社では定時株主総会の招集の通知に際して計算書類等を提供しなければならぬとする法令の規定（会社法四三七条）を遵守できないという問題点がある。本年の特殊な状況下では、定時株主総会の招集の通知に際して、計算書類等を提供できない理由および事後適時に提供する旨を記載するとともに、②の場合は臨時株主総会の招集の通知に際して、また、③の場合は継続会の開催の通知に際して、計算書類等を株主に提供することでも、やむを得ない事由があり、手続の瑕疵はないと解することができるであろう。少なくとも、決議取消し（同法八三一条一項一号）のリスクは回避できると考える。（※本稿脱稿後の四月一五日に、金融庁を事務局として設置された「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」による、決算遅延等の状況を踏まえた株主総会の考え方に関するリリースに接した）

(注四) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（二〇二〇年四月一日）は、「感染拡大警戒地域」、「感染確認地域」において、それぞれ一〇名以上、（屋内で）五〇名以上が集まる

集会・イベントへの参加を控えるべきとする。

(注五) 新型コロナウイルス感染症対策本部「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（二〇二〇年三月二十八日）や厚生労働省「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策」（二〇二〇年四月一日）等。

(注六) 総会Q&A・Q4では、発熱や咳などの症状があり、罹患が疑われる株主の入場制限や退場を命じることも可能であるとされている。

(注七) 災害発生の際に議案の採決を優先する等の特殊な事態を想定したシナリオを例年用意している会社も多いが、本年は省略してよいであろう。

(注八) 会社の事業内容等にもよるが、本事業年度において不祥事や過年度修正等の特殊な事象がない場合は、議長から、要点を簡潔に説明すれば、報告としては足りると考える。

(注九) なお、監査等委員会設置会社においては、監査等委員による取締役の選解任・報酬に関する意見陳述権（会社法三四二条の二第二項、三六一条五項、三四二条の二第四項、三六一条六項）があるため、監査等委員がこれを希望した場合には、その機会を与える必要がある。

(注一〇) 最判昭和四二年七月二五日日民集二二卷六号一六六九頁。

(注一一) 一人当たりの発言時間を制限する権限は議長にあり、あらかじめ一人当たりの発言時間を制限することも議長権限で可能であるとした裁判例がある（東京地判平成四年一月二四日判例時報一四五二号一二七頁）。

(注一二) 名古屋地判平成五年九月三〇日資料版

／商事法務一一六号一八七頁。

(注一二) パーチャル総会実施ガイド四頁、二〇一八年一月一三日の衆議院法務委員会の政府参考人答弁等。

(注一四) 二〇二〇年四月一日現在、東京都における緊急事態措置の一つに、「医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請」がある（https://www.metro.tokyo.lg.jp/fosei/hodohappy/press/2020/04/10/documents/27_00.pdf）。

(注一五) 前掲（注一四）の資料参照。なお、知事の要請は、法的強制力を有するものではないから、極論すれば、施設提供者との合意により総会会場として使用することも不可能ではないが、レピュテーションリスクの観点からも、開催を強行するような選択肢は通常はとり得ないであろう。

(注一六) パーチャル総会実施ガイドでは、動議の提出に関し、招集通知等において、動議を提出する可能性がある方は、リアル株主総会へご出席くださいといった案内を行うという取扱いを例示するが、全体として提出される質問や動議が少ないなど運営上のキャパシティがあり、かつ、パーチャル出席者から送られた内容が明らかで確認等の必要がなく、原案との一括採決が可能である場合など、対応が可能な場合もあると考えられるとしている（二二頁）。

ないとう・じゅんや
みたに・かくじ
きつかわ・ひろき